**南木曽町創業支援補助金ご案内**

南木曽町で創業したいとお考えの方へ

　町では、町内の産業振興、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、町内で創業する方へ補助を行います。

**【補助対象事業】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助率 補助金 |
| 事業所等開設支援事業 | 創業を目的として、事業所等の改修、設備・備品の購入等開設に係る事業 | ・設備、備品購入費（消耗品を除く） ・その他事業開始に係る経費（車両リース料を除く） ・町長が認めた経費 | ４分の3  500,000円以内 |
|
|
|
| 経営支援事業 | 創業を目的として事業を実施する事業者が、市場調査・販売促進等経営の安定に向けて行う事業 | ・経営指導に係る費用 ・市場調査費 ・その他販売促進に係る経費 ・事業実施に必要な経費（一般経常費は除く） ・その他の経営の安定に係る経費 ・町長が認めた経費 |
|
|
|
|

※対象経費は補助金交付決定年度に創業支援に要した経費（税抜）であり、表のものになります。

※算出した額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額になります。

※国、県その他の団体等から創業に関連する補助金を受けた経費、南木曽町空家及び空店舗利活用推進補助金交付要綱（平成27年南木曽町告示第36号）に定める補助金の対象となる経費を除きます。

**【補助金の対象者】**次の全ての要件を満たす方が対象となります。

1. 南木曽商工会に加入している者
2. 町税等滞納がない者、転入者にあっては旧住所地の市区町村税等についても滞納がない者
3. 南木曽町内に事業所を設置、又は設置しようとする者
4. 商工会が実施する創業相談指導を受け又は受ける予定であり、適切な事業計画を有し、創業の日から５年以上継続して営業できるもの
5. 個人の場合は、創業の日から５年以上南木曽町に居住し住所を有する者
6. 法人の場合は、創業の日から５年以上南木曽町で法人登記が行われること
7. 営業に必要な許可等が取得されている者又はその旨が確実な者
8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法令（昭和23年法律122号）に定める風俗営業を行う者ではないこと
9. チェーンストア及びフランチャイズ形式等による事業でないこと
10. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員でない者

**【申請に必要な書類】**

申請は、南木曽町創業支援事業補助金申請書（様式第1号―１）に必要事項を記入し、以下の書類を添えて提出ください。

・創業計画又は収支計画

・許認可を伴う業種であれば許可証の写し又は許認可申請書の写し

・町税等の滞納がない旨の証明書

・５年以上事業を継続すること及び暴力団関係者でない旨の誓約書（様式１号―２）

・住民票の写し（申請者が個人の場合に限る）

・契約書、見積書等、積算根拠がわかる書類及び、設計図書又はカタログ

・商工会が行う特定創業支援等事業による個別指導を受けたことの証明書

・法人登記事項証明書又は税務署へ提出した開業届の写し

・そのほか町長が認める書類

**【実績報告】**

事業完了後は、南木曽町創業支援事業補助金実績報告書（様式第５号）に必要事項を記入し、以下の書類を添えて提出ください。

・経費のわかる書類

・契約書及び支払いを証する書類の写し

・開業した事務所、購入した備品の写真

・そのほか町長が必要と認める書類

**【補助金の請求】**

補助金確定通知を受けた方は、速やかに南木曽町創業支援事業補助金請求書（様式第７号）を提出してください。

**【事業状況報告】**

　補助金の交付を受けた方は、事業が完了した年度の翌年から５年間、南木曽町創業支援事業補助金事業状況報告書（様式第８号）に次の書類を添えて提出ください。

・経営状態を証明する書類（試算表、決算書等）

**【申請先・お問い合わせ】**

南木曽町　産業観光課　商工観光係　TEL：57-2001

※申請書等は、南木曽町ホームページにあります。<https://www.town.nagiso.nagano.jp>